

令和2年10月8日
名古屋港埠頭株式会社

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部改正について

飛島ふ頭北・南コンテナターミナル港湾施設約款の一部を次のように改正します。

別表第1-2. 荷役機械の表中「最大巻き揚げN数」を「最大巻揚げ能力」に改め、同表中飛島ふ頭南2号起重機の項の次に次のように加えます。

飛島ふ頭南3号起重機 (飛島南3号)	コンテナ 荷役	94号岸壁 エプロン内	830	電動式、軌道走行式 セミロープロリ式橋型クレーン	
-----------------------	------------	----------------	-----	-----------------------------	--

別表第1-2. 荷役機械の表飛島ふ頭6号起重機の項位置の欄中「94号岸壁」を「93号岸壁」に改めます。

別表第2中「最大巻き揚げニュートン数」を「最大巻揚げ能力」に改めます。

附 則

この一部改正は、令和2年10月9日から施行します。